平成２２年（フ）第２４１号
香川県木田郡三木町大字鹿伏395番地２
債務者　國本　浩喜
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４６号
香川県高松市国分寺町新居531番地２メルヴェーユ新居504号室
債務者　曽我部敏夫
１　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１６号
仙台市若林区大和町５丁目18番12―602号
債務者　谷口　豊二
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
仙台市太白区日本平48番20号、従前の住所仙台市太白区四郎丸字落合12番地の７
債務者　佐藤　晴美
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
仙台市若林区大和町５丁目23番10―601号
債務者　岡戸　セリ
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
宮城県宮城郡松島町磯崎字割波一２番地の１割波荘202
債務者　千葉タエ子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
仙台市太白区泉崎１丁目22番３号
債務者　籾江　　隆
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
仙台市青葉区旭ケ丘２―12―22　オーエム・コーポ102、住民票上の住所宮城県登米市津山町柳津字丸山32番地３
債務者　千葉　裕介
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
茨城県笠間市福原75番地９　県営福原アパート２―102
債務者　相馬　　学
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３４号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地683
債務者　綿引　幸子（旧姓小野瀬）
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７号
茨城県水戸市上水戸４丁目４番25号　富田住宅５号
債務者　矢田部朋子
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号
茨城県常陸太田市山下町3866番地
債務者　浜谷　昌男
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目25番10号、旧住所茨城県日立市大沼町３丁目32番１号
債務者　川崎　　恵（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
茨城県水戸市姫子１丁目808―３　コートライブリーＮ305号室、住民票上の住所茨城県水戸市小吹町2918番地
債務者　吉成　　愛
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤358番地３
債務者　小田部惠藏
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
茨城県水戸市石川１丁目3980番地の２　グリーンハイツ101号
債務者　吉田かおり
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
栃木県真岡市八條741番地
債務者　鈴木こづ恵
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部